

議案第 68 号

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例について  
盛岡市駐車場条例の一部を次のとおり改正するものとする。

平成22年6月10日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市駐車場条例の一部を改正する条例

盛岡市駐車場条例（昭和46年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 自動車を入庫し、又は出庫することができる時間

ア 岩手公園地下駐車場 午前7時から午後10時まで

イ マリオス立体駐車場及び盛岡駅西口地区駐車場（盛岡駅西口地区駐車場にあつては、道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。以下同じ。）の定期駐車のために供する部分を除く。） 午前7時から午後11時まで

ウ 盛岡駅西口地区駐車場（大型自動二輪車及び普通自動二輪車の定期駐車のために供する部分に限る。） 午前零時から午後12時まで

第5条第1号中「（昭和35年法律第105号）」を削り、「f) 以外」を「以下同じ。）又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車（いずれも盛岡駅西口地区駐車場において定期的に駐車しようとする場合に限る。）以外」に改める。

第9条第2項中「前条の駐車料金の額から9割以内の割引をした」を「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 普通自動車 前条第1項の駐車料金の額から9割以内の割引をした額

(2) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車 前号に定める額の2分の1以内の額

附 則

この条例は、平成22年7月1日から施行する。

提案理由

盛岡駅西口地区駐車場を道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車の定期駐車のために供しようとするものである。